

平成15年 6 月20日

株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
株式会社 カアコ
代表取締役社長 辻 本 憲 三

第24期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の第24期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

第24期(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

第24期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、利益配当金につきましては、1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案

自己株式取得の件

本件は、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式300万株、取得価額の総額30億円を限度として取得することが承認可決されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) <u>第7条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により、これを選定する。</p>	<p>(<u>單元未滿株式の買増請求</u>) <u>第7条</u> 当社の單元未滿株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その單元未滿株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当会社に対して請求(以下買増請求という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。</p> <p>② <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人) <u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>③ 当社の株主名簿<u>および実質株主名簿</u>（以下株主名簿等という。）は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび株券の交付、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第<u>8</u>条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび株券の交付、その他株式に関する請求の<u>手続きならびに手数料</u>については、取締役会<u>の定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>③ 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>（以下株主名簿等という。）<u>および株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび<u>売渡し</u>、株券の交付、<u>株券喪失登録</u>、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第<u>9</u>条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび<u>売渡し</u>、株券の交付、<u>株券喪失登録</u>、その他株式に関する請求の<u>手続きおよび手数料</u>については、取締役会<u>において定める株式取扱規則</u>による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p>第10条 ）（条文省略）</p> <p>第11条 (決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 (新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第11条 ）（現行どおり）</p> <p>第12条 (決議の方法)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
第13条 ） （条文省略） 第32条	第14条 ） （現行どおり） 第33条

第 4 号議案 取締役 7 名選任の件

本件は、取締役に辻本憲三、大島平治、辻本春弘、小田民雄、北村恭二、堀 紘一および家近正直の各氏が再選され重任いたしました。

なお、北村恭二、堀 紘一および家近正直の各氏は、商法第188条第 2 項第 7 号ノ 2 に定める社外取締役であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 岡本吉起氏に対し在任中の労に報いるため、当社で定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

本総会終了後の取締役会において、次のとおり役付取締役が選任され、就任いたしました。

常務取締役 小 田 民 雄

利益配当金のお支払いについて

第24期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」によりお支払いいたしますので、払渡期間中（平成15年6月23日から平成15年7月31日まで）に最寄りの郵便局でお受け取りください。

また、振込先をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。

なお、第24期利益配当金につきましては、その全額を資本剰余金を原資としております。

